



2026年5月21日

各 位

会 社 名 西日本鉄道株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 林田 浩一
(コード番号 9031 東証プライム・福証)
問 合 せ 先 広報・CS推進部広報課長 村田 大輔
(TEL 092-734-1217)

当社役員向け株式報酬制度の拡充のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員および社外取締役を除きます。）および役付執行役員（いずれも国内非居住者を除きます。）を対象とした株式報酬制度を拡充することについて決議し、本件に関する議案を2026年6月26日開催予定の第186期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬制度の拡充の概要と制度改定の目的

当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）および役付執行役員に対する報酬（以下、「役員報酬」といいます。）制度は、金銭報酬である基本報酬、短期業績連動賞与および中期業績連動賞与と、退任時に交付される株式報酬で構成されますが、今回の見直しは、中期業績連動賞与を廃止し新たな株式報酬へ切り替えることにより、株式報酬を拡充（以下「本見直し」といいます。）するものです。

本見直しでは、制度対象者である各役員の退任時に株式を交付する既存の株式報酬制度（以下「株式報酬（退任時交付型）」または「退任時交付型」といいます。）に加え、在任時に譲渡制限付株式を交付する報酬制度（以下「株式報酬（在任時交付型）」または「在任時交付型」といいます。）を導入し、株式報酬を2種類からなる報酬とします。これにより、当社の役員報酬制度は、金銭報酬としての基本報酬および短期業績連動賞与と、株式報酬としての在任時交付型および退任時交付型で構成され、報酬全体における株式報酬の割合が増加します。

本見直し後の株式報酬の各制度は、在任時交付型が固定部分として、事業年度ごとに役位および職責に応じた数の株式が交付される制度、退任時交付型が変動部分として、基準となる株式の数が中期経営計画で定める目標数値の達成度に基づき変動し、交付される制度です（注）。

当社は、従前より、株主の皆さまと利益意識を共有するとともに、経営計画の実行を通じた企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を高めることを目的に業績連動型の株式報酬

(退任時交付型)を導入しており、本見直しは、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

なお、本見直しは、本株主総会において、後記「2. (5)株式報酬(在任時交付型)にかかる本株主総会決議」記載の内容につき、株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

(注)株式報酬(退任時交付型)については、制度変更はありません。同制度の概要につきましては、2016年5月19日付「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2019年8月8日付「「役員向け株式報酬制度」の信託期間延長および追加拠出に関するお知らせ」、2020年5月20日付「役員向け株式報酬制度の一部改定および株主総会議案に関するお知らせ」、2021年5月20日付「役員向け株式報酬制度の一部改定および株主総会議案に関するお知らせ」ならびに2023年8月10日付「「役員向け株式報酬制度」に係る信託の期間延長および追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 株式報酬(在任時交付型)の概要

(1) 株式報酬の仕組み

株式報酬においては、在任時交付型、退任時交付型のいずれについても、現在、退任時交付型で採用している役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託(以下「B I P 信託」といいます。)と称される仕組みを通じて当社株式を交付します。この仕組みは、当社が金員を拠出することにより設定した信託が、当社普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を株式市場または当社(自己株式処分)から取得し、当社が制度対象者に付与するポイント数に相当する数の当社株式が、信託を通じて交付または給付(退任時交付型における株式の換価処分相当額の金銭給付の場合)されるものです。

在任時交付型では、事業年度ごとに、後記(3)の対象者の役位および職責に応じた所定数のポイントが付与され、当該ポイント数に応じた当社株式が毎年一定の時期に交付されますが、当該株式には対象者の退任時まで譲渡制限が付与されます。

一方、退任時交付型では、事業年度ごとに制度対象者に付与されたポイントが、対象期間(各中期経営計画に連動する期間とし、原則3年間とします。現在は2027年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度までの期間に属します。)ごとに中期経営計画で定める目標指標の達成度等に応じて変動する仕組みとなっており、退任時に、在任中に付与されたポイントを通算した総数に応じた当社株式(譲渡制限は付されません。)が交付、または当社株式の換価処分相当額の金銭が給付されます。

(2) 信託期間および信託による当社株式の取得等

上記(1)のとおり、株式報酬(在任時交付型)および株式報酬(退任時交付型)はB I P 信託の中で一体的に運用されるため、信託期間は、退任時交付型にあわせ、中期経営計画に連動する原則3年間となり、延長する場合も同期間となります。

なお、現在の信託期間は2026年8月31日までとなっておりますが、株式報酬（在任時交付型）の導入および株式報酬（退任時交付型）の継続に伴い、2029年8月31日まで延長することを予定しております。

信託延長、信託への追加拠出、信託による当社株式の取得等については、決定次第、お知らせいたします。

(3) 株式報酬（在任時交付型）制度の対象者

当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）および役付執行役員（以下、「対象者」といいます。）とします。なお、本株主総会において、後記「2. (5) 株式報酬（在任時交付型）にかかる本株主総会決議」記載の内容につき、株主の皆さまのご承認を得られた場合には、執行役員（当社の部門を担当する執行役員に限ります。）に対しても株式報酬（在任時交付型）を導入し、対象者にかかるものと一体的に運営する予定としております。ただし、いずれも国内非居住者を除きます。

(4) 対象者に対するポイント付与および株式交付の方法

各対象者に対し、毎事業年度終了後の一定の時期に、役位および職責に応じたポイントが付与されます。

各対象者は、毎年、ポイントが付与された後、所定の受益者確定手続きを行い、当該ポイントに対応する当社株式の交付を受けるものとします。

なお、在任時交付型、退任時交付型ともに、1ポイントは当社株式1株とし、以下同じとします。ただし、当社株式について、株式分割または株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整を行います。

(5) 株式報酬（在任時交付型）にかかる本株主総会決議

本株主総会においては、株式報酬（在任時交付型）にかかる報酬額および株式数の上限として、当社が信託に拠出する金員を1年あたり1億5千万円以内、対象者が付与を受けることができるポイントの総数を1年あたり4万ポイント以内とし、信託を通じて取得される当社株式の総数を1年あたり4万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする株式分割（無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とすることについて承認をお願いするものです。

なお、当社は、2020年6月26日開催の当社第180期定時株主総会において、株式報酬（退任時交付型）の制度対象者である取締役および役付執行役員に対する報酬額および株式数の上限として、対象期間（上記1. (2)に記載のとおり原則3年間）ごとに、当社が信託に拠出する金員を5億8千万円以内、対象期間において信託を通じて取得される当社株式の総数を23万株以内とご承認いただいております。在任時交付型および退任時交付型を併せた、信託を通じて取得される当社普通株式の総数は、対象期間ごとに最大35万株、2026年3月31日現在の発行済株式総数に対し、0.4%となります。

(6) 対象者に交付される当社株式にかかる譲渡制限契約

上記(4)の当社株式の交付にあたっては、当社と対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約を締結するものとします。

- (a) 対象者は、当社株式の交付を受けた日から当社の取締役、役付執行役員、執行役員その他、株式交付規程で定める地位（以下「対象役位」といいます。）をすべて退任することにより譲渡制限期間が満了する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (b) 対象者が対象役位をすべて退任することにより譲渡制限期間が満了した時に譲渡制限が解除されること
- (c) 譲渡制限期間中に職務・社内規程の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった場合には、当該対象者に交付された当社株式について、譲渡制限を解除せず、当社が無償で取得すること

ただし、対象役位をすべて退任する日以後に交付する当社株式については、譲渡制限を付さないものとします。また、この場合、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的でB I P信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

なお、交付された株式については、譲渡制限期間中は、対象者が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上